

高知市上下水道局建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（平成26年8月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

高知市上下水道局建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱の一部を改正する要綱

改正前	改正後
<p>高知市上下水道局建設工事<u>の</u>予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱</p> <p>（金入り設計書の開示等）</p> <p>第6条 建設工事等を所管する課の長（以下「担当課長」という。）は、開札後、前条の規定による落札者の決定の留保を開始した日（以下「開札日」という。）の翌日（その日が市の休日に当たるときは、その日後の最初の市の休日でない日）の午前9時までに、金入り設計書（高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）第9条各号に掲げる非開示情報に該当する部分を除く。）を、疑義申立入札の参加者（当該疑義申立入札を辞退した者及び失格となった者を除く。以下「疑義申立入札参加者」という。）にのみ開示するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（疑義申立期間）</p> <p>第7条 疑義申立入札参加者は、前条第1項の規定により開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札日の<u>2日後</u>の午後4時までに、担当課長に疑義申立てを行うことができる。</p>	<p>高知市上下水道局建設工事<u>等</u>の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱</p> <p>（金入り設計書の開示等）</p> <p>第6条 建設工事等を所管する課の長（以下「担当課長」という。）は、開札後、前条の規定による落札者の決定の留保を開始した日（以下「開札日」という。）の _____ 午後1時までに、金入り設計書（高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号）第9条各号に掲げる非開示情報に該当する部分を除く。）を、疑義申立入札の参加者（当該疑義申立入札を辞退した者及び失格となった者を除く。以下「疑義申立入札参加者」という。）にのみ開示するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（疑義申立期間）</p> <p>第7条 疑義申立入札参加者は、前条第1項の規定により開示された金入り設計書について積算疑義がある場合には、開札日の<u>翌日</u>の午後4時までに、担当課長に疑義申立てを行うことができる。</p>

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の高知市上下水道局建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する建設工事等について適用し、同日前に公告した建設工事等については、なお従前の例による。